

## TansoMiru に関する秘密保持規約

この秘密保持規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社リバスタ（以下「当社」といいます）が運営する「TansoMiru」（以下「本サービス」といいます）を利用する者（以下「利用者」といいます）及び利用者になることを検討する者（以下「利用検討者」といい、利用者及び利用検討者を総称して「お客様」といいます）に適用されます。本サービスのご利用及びご検討にあたっては、本規約の内容を十分にご理解いただき、全ての事項に同意ください。

### 第1条（目的及び秘密情報）

1. お客様が本規約に同意することにより、お客様と当社との間に、当社がお客様に開示する秘密情報（第2項で定義します）に関する契約が成立します。
2. お客様は、本サービスの「重要事項等説明書」の内容、仕様及び情報（本サービスにおける算定に係るノウハウ、本サービスから出力される CO<sub>2</sub>排出量算定データ等を含みます）、その他方法や媒体の如何を問わず（文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法等を含みます）、また、本サービスへの申込みの前後を問わず、当社がお客様に開示、提供する一切の情報（以下総称して「秘密情報」といいます）の保持、取扱い等について、本規約を遵守するものとします（本サービスの利用の検討の終了後または本サービスの利用の終了後も、同様とします）。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除かれるものとします。
  - (1) 開示された時点で既に公知となっている情報、または開示後にお客様の帰責事由によらずに公知となった情報
  - (2) 開示された時点で既にお客様が秘密保持義務を負うことなく正当に保持していた情報
  - (3) 秘密情報によらずにお客様が独自に開発または創造した情報
  - (4) 当社に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者からお客様が秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

### 第2条（秘密保持）

1. お客様は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳に秘密として取扱うものとし、当社の事前の書面による承諾なしに第三者に対して秘密情報を開示、公表、提供または漏洩してはいけません。
2. 利用者は、本サービスを利用する目的以外に秘密情報を利用または流用してはいけません。

3. 利用検討者は、自らが本サービスの利用を検討する目的以外に秘密情報を利用または流用してはいけません。
4. お客様は、第1項の規定にかかわらず、本サービスを利用する自己の役員及び従業員、並びに、本サービスに関連してお客様が依頼する弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに対して、次項に従い、合理的に必要な範囲で、秘密情報を開示することができるものとします。
5. 前項の規定に基づき秘密情報の開示を受ける第三者が法律上守秘義務を負う者でないときは、お客様は、本規約に基づく秘密保持義務及びその他の義務と同等の義務を当該第三者に課してその義務を遵守させたうえで、秘密情報を開示することができます。お客様が秘密情報を開示した第三者の義務の履行について、お客様は当社に対し責任を負うものとします。
6. お客様は、法令または裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他お客様を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則もしくは命令に従い秘密情報の開示または公表を求められたときは、当該開示請求に係る合理的に必要な範囲にて秘密情報を開示または公表することができます。この場合において、お客様は、秘密情報を開示または公表する旨及びその対象となる情報の内容について、事前に（不可能または著しく困難な場合には開示後直ちに）当社に通知するものとします。
7. お客様は、当社の事前の書面による承諾なしに、秘密情報（本項において、利用者が本サービスから出力したCO<sub>2</sub>排出量算定データを除きます）を複写、複製（文書、電磁的記録媒体、電子的記録媒体その他一切の媒体への記録を含みます）、または改変等してはいけません。なお、複写、複製または改変等により生じた情報も、秘密情報に含まれるものとします。
8. 当社からお客様に対して秘密情報の返還もしくは破棄の要求があったとき、または利用検討者が本サービスの利用の検討が終了したときは、お客様は、自己が保持する一切の秘密情報（本項において、利用者が本サービスから出力したCO<sub>2</sub>排出量算定データを除きます）の利用を直ちに終了し、これを自己の費用負担において、当社に返還し、または当社の指示に従い破棄します。

### 第3条（確認事項）

1. 秘密情報における知的財産権、ノウハウを含む一切の権利は当社に帰属し、当社がお客様に対して、何らの権利も付与、許諾または譲渡するものではないことを確認します。
2. 利用者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、利用者の責任及び費用負担にて、自らの判断により、自らのCO<sub>2</sub>排出量総量の算定・管理を目的として、利用者のシステムまたは第三者が運営する他のサービス（以下「他社サービス」と

います)において本サービスから出力された CO<sub>2</sub>排出量算定データを利用することができます。ただし、利用者は、利用者のシステムまたは他社サービスを利用することに伴い秘密情報の漏洩、他社による流用等その他本規約違反が発生した場合またはそれらのおそれが発生した場合、当社に対して責任を負うものとします。この場合、利用者は、直ちに詳細を当社に報告し、当社の指示に従い、適切な処置を講ずることを確認します。なお、当社は、利用者のシステム及び他社サービスについて何ら保証せず、本サービスから出力された CO<sub>2</sub>排出量算定データが利用者のシステムまたは他社サービスに適合すること等を保証しません。

#### 第4条 (損害賠償・差止め)

1. お客様は、本規約に定める事項に違反し、当社に損害を与えたときは、かかる一切の損害(弁護士費用、逸失利益を含む間接損害、特別損害を含みますがこれらに限られません)を賠償します。
2. 当社は、お客様が本規約に違反し、または違反するおそれがある場合には、その差止めまたはその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとします。

#### 第5条 (適用関係)

1. お客様は、本規約に定めのない事項については、本サービスの利用規約等の定めに従います。ただし、本規約の定めと利用規約等の定めが矛盾、抵触がある場合には、本規約の定めが優先します。

#### 第6条 (本規約の変更)

1. 本規約の変更については、本サービスの利用規約における規約の変更に関する定めに従います。

#### 第7条 (準拠法・合意管轄)

1. 本規約の準拠法は日本法とし、その解釈適用を巡る一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。